

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和7年2月21日(金) 第3委員会室
2. 出席委員 五島誠委員長 前田智永副委員長 赤木忠徳 横路政之 宇江田豊彦 藤木百合子
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 議案第22号 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 2 陳情、要望について
 - 3 その他

午前9時59分 開 議

○五島誠委員長 ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は6名ですので、直ちに会議を開きます。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。

1 議案第22号 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 五島誠委員長 本日の協議事項は3点です。まず1点目、議案第22号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、保健医療課にお越ししてもらって審査を行います。では、早速説明に入ってください。部長。
- 岡本貢生活福祉部長 御上程くださいました庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その改正内容である保険税率の改正について資料で説明いたします。説明は保健医療課長が行います。よろしくお願ひします。
- 五島誠委員長 課長。暫時休憩といたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時01分 再 開

- 五島誠委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。課長。
- 出口聡保健医療課長 先ほど部長からありましたとおり、議案第12号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、追加の資料に基づいて説明いたします。1. 趣旨については、条例改正の上程時に説明した内容となりますけれども、時期は現在調整中ですが、完全統一保険料率の実現までの期間は各市町の保険料税率の調整期間と位置づけられており、本市の令和7年度の保険税について、令和6年度と同様に計画的な基金の活用により引き上げの抑制を図ることとしています。2.

必要となる保険税総額の算定についてです。まず（１）として、県が全体の医療費推計や国県の交付金等の財源を踏まえ、県内で必要となる保険税総額を算出し、各市町に確保、収納する保険税総額を示します。この総額は、所得水準や被保険者数などによって各市町に割り当てられ、（３）として、割り当てられた保険税総額が確保できるよう、県が示す標準保険料率を参考に市町ごとに保険税率を算定することとなっています。次に、３の算定に必要な県が示した推計値等ということで、まず（１）として、被保険者数の推計を表にまとめています。県全体では、令和７年度は４３万１４７人と見込み、前年より２．９％減、１万３、０００人減少の見込みです。庄原市においては５、４６１人と見込み、前年と比較し、４．３％の減、２４３人減少の見込みです。次に（２）として、県全体の医療費の推計ですが、令和６年度の県全体の保険給付費は令和５年度とほぼ同額で推移している状況ではありますが、令和５年度は新型コロナウイルス感染症の特例廃止などの限定的な増額要因があったことも踏まえて、推計に当たっては、過去５年間の医療費の平均的な伸び率を反映した推計となっています。一番下の表のとおり、令和７年度の見込みでは診療費総額は約２、０５４億円となり、被保険者数の減により対前年では３１億円減少する見込みですが、１人当たりでは４７万７、５２３円となり、対前年で１万２、３２４円の増額の見込みです。こういった推計を踏まえて、２ページですが、（３）県が示した本市の必要な保険税総額の額を令和７年度に県へ納める形になります。①の７億４、０４８万６、２１２円が、本市が集める必要のある保険税総額となっています。②の表は令和６年度との比較ですが、合計欄を見ると、令和６年度と比較して１、５３８万６、８６９円の減額となっています。③の表は１人当たりの保険税額の比較です。合計欄の増減額を見ると、６、０２５円の増額となっています。その下に参考の表がありますが、県全体でも同様に増額となっています。これらの増額について、４．引き上げの要因として、医療分の増額の理由は県全体の推計で１人当たりの保険給付費が増加していること、介護分の増額の理由は国の交付金による保険料引き下げの取りやめなどによるものとしています。次に、３ページです。５．本市の税率改正の考え方ですが、まず（１）として、保険税の段階的な引き上げのための基金活用可能額について整理しています。表のとおり、令和５年度末の基金残高は３億７、５８９万円で、令和６年度の積立見込額、繰入見込額、令和７年度の繰入見込額を踏まえ、今後の保険税調整のための基金活用可能額は３億１、６８５万円としています。次に（２）として、県から示された標準保険料率による試算を行っています。１人当たりの保険税調定額は、①の現行税率では９万９、４８７円ですが、②の県から示された率で積算すると１１万８、０２６円となり、１万８、５３９円、１８．６％の大幅な引き上げとなります。この結果を踏まえて、（３）として、本市の令和７年度の税率改正の考え方を３点にまとめて整理しています。まず①として、現在、物価高騰などにより市民生活や地域経済が厳しい情勢にある中、高齢者が多く所得水準の低い国民健康保険の被保険者に対して保険税の大幅な引き上げを行うことは望ましくないため、県が示す標準保険料率とはしない。１８．６％の引き上げは適用しない。②として、完全統一までの調整期間においては、基金の充当により、県が示す必要な保険税総額の水準に段階的に引き上げるとする本市の考え方に基づき、令和７年度も基金の活用により引き上げを抑制する。③として、昨年度、令和６年度の税率改正時に想定していた令和７年度以降の引き上げ率などを踏まえ、完全統一までの調整期間中は可能な限り年度間で激変が生じないように、毎年平均的な引き上げとなるように６．３％の引き上げまでに抑制する。この３点の考え方により税率改正の内容を整理しました。令和８年度以降は、児童手当拡充等の財源として、新たに、子ども・子育て支援金が公的医療保険の保険料に上乗せされることも考慮して整理しています。なお、４ページに参考として、県内１４市の令和６年度

の保険料税率の状況をまとめています。表の左から 14 の市の名前、令和 6 年度の保険料税率の所得割、均等割、平等割で、それぞれの県内市における保険税率の高い順で整理しています。庄原市の欄を見てください。所得割は県内で 13 番目、均等割は 9 番目、平等割は 12 番目という状況で、少しずつ金額、率が上がっている状況ではありますが、他市と比較して保険税の抑制を図っている状況です。参考までに、江田島市は令和 6 年度から県の示す標準保険料率を適用されており、このような水準になるということで見てもらえればと思います。1 番下に令和 7 年度の税率改正の考え方を記載していますが、こちらは 1 月 23 日に開催した国保運営協議会への諮問事項と同じ内容で、国保運営協議会の承認を受けているものです。続いて、5 ページです。これまで説明した考え方等に基づき、6. 税率算定について、改正内容は (1) の税率改正案の表のとおりです。左の表の改正案の欄に新たな税率を記載しており、令和 6 年度の現行税率の部分と比較しています。表の 1 番下、合計の改正案の欄を見ると、令和 7 年度の税率は、所得割が 12.46% で 0.82 ポイントの増、均等割が 5 万 5,574 円で 3,874 円の増、平等割が 3 万 3,792 円で 2,692 円の増となっています。この税率改正の内容が条例改正の内容となっています。(2) で 1 人当たりの保険税調定額の比較を整理しています。令和 6 年度との比較ということで、表中の B 改正案の欄に、新たな税率をもとに 1 人当たりの保険税調定額を記載しています。1 人当たりの保険税調定額は 10 万 5,753 円で、現行税率の 9 万 9,487 万円と比較して 6,266 円、6.3% の増となっています。県の標準保険料率では 18.6% の引き上げとなるのを、基金を活用して 66% 抑制をしたものです。この抑制のために基金を充当する額を 7 に記載しています。繰入見込額は 7,326 万 8,000 円で、表に記載のとおり、基金を充当することにより 1 人当たりの平均調定額を 1 万 2,273 円の引き上げとします。6 ページです。8 として、このたびの税率改正でどのくらいの世帯が増額になるのかを表で示しています。令和 7 年 1 月 7 日現在の課税台帳をもとに、現在の被保険者に新税率を当てはめて計算したものでシミュレーションをしています。1,000 円以上 3,000 円未満の増額が 31.73% で、最も多い状況となっています。ただし、実際の令和 7 年度の賦課時点では所得や世帯状況等に変更があるため、参考程度でごらんください。説明は以上です。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明に質疑があれば許します。質疑はありませんか。藤木委員。

○藤木百合子委員 基金を繰り入れてかなり努力をされていることはわかりますが、6.3% の引き上げは、物価高の現状の中で、特に国民健康保険税を払っておられる方は自営業や無職で、負担感の多い中でこの引き上げにはなかなか賛成がしづらいなど。これは意見です。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 3 ページで、基金活用可能額が 3 億 1,685 万円、残高が 3 億 7,589 万円。ほぼ全部使う感じですか。

○五島誠委員長 課長。

○出口聡保健医療課長 令和 7 年度の引き上げの抑制への活用可能額ということで、先ほど申し上げたとおり、令和 5 年度末からの積立見込額と繰入見込額を整理して 3 億 1,685 万円となりました。これを、現在の調整期間中に基金を計画的に充当して完全統一の時期を迎えます。5 ページの 1 番下にありますけれども、今回は令和 7 年度の引き上げの抑制で 7,326 万 8,000 円を充当します。

○五島誠委員長 他にありますか。横路委員。

○横路政之委員 引き上げを抑制するために 7,000 万円余りを繰り入れますよね。それでゼロになって

そこで終わりということですか。

○五島誠委員長 課長。

○出口聡保健医療課長 3ページの基金活用可能額3億1,685万円から、令和7年度の引き上げの抑制のために7,326万8,000円を充当して、単純に差し引くと2億4,000万円余りが残るので、それをまた次年度以降、令和8年度以降の引き上げの抑制に活用します。推計なのでその辺はまだわかりませんが、県が求める標準保険料率との差をどのような形で整理していくのかという中で基金を活用していきたいということです。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 1ページの趣旨で少し触れましたけれども、いつから完全統一になるのか、今は、幅を持せてありますが令和12年度から令和17年度までの間で完全統一をしようということで、本市としては、先ほど説明した3億1,000万円余りを令和12年度以降の完全統一までに毎年度切り崩しながら、最終的に完全統一となったときに基金をゼロになるようにしていこうと。今回は6.3%の引き上げですが、年によって1になったり8になったりすることがないように、平均的に上がっていくように計算した額が令和7年度は7,326万8,000円ということです。

○五島誠委員長 他にありますか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 基金をどのように活用していくのが課題になります。5年後に統一されるのか、あるいは10年後になるのか、5年間の幅があります。今は決めかねているわけです。だから、本市とすれば、基金を5年後までに全部使い切って対応するのか、あるいは10年後も見据えた形で基金活用をしていくのが政策上の今後の大きな判断基準になると思います。私は5年後に向けて全ての基金を投入していく方向がいいと思いますが、その辺の判断についてはどのように考えているのかお伺いします。

○五島誠委員長 課長。

○出口聡保健医療課長 先ほどの部長の説明にもあったとおり、県の運営方針の中で令和12年度から17年度の幅があります。まず、全ての市町でこの時期を早く決めていくことが一番大事だと。そうしないと推計がしにくいということで、そういった部分は連携会議という、県と市町での会議でも一番の課題で、この時期を何としても早く決めるということで、今、地域の統一に向けて調整を図っているところです。それが決まれば調整計画をつくることになり、それに基づいて進めることになります。現状では、5年間をどのような形でシミュレーションしていくのか、毎年非常にさまざまな状況を加味しながら考えていますが、統一の時期を県内全市町の合意の中で早めに整理していきたいと考えています。

○五島誠委員長 他にありますか。藤木委員。

○藤木百合子委員 完全統一化をやめるという可能性はないのですか。連携会議などではそのようなニュアンスはありませんか。

○五島誠委員長 課長。

○出口聡保健医療課長 基本的には広域化のこともかかわってきます。広域化については、さまざまな理由で、法改正により平成30年度からは都道府県単位で広域化をしていくことになりました。その中で、令和6年3月に運営方針の中に定められた標準保険料率の完全統一については、県内各市町の合意で完全統一に向けた対応を行っている状況です。

○五島誠委員長 他にありますか。藤木委員。

○藤木百合子委員 関連して、県内統一と言っても、各市町村で医療機関の数や医療体制などに随分と差がある中での保険料統一は無理があるような気がするし、住民票のある所に請求が来るわけですが、高度医療などを受けるために広島市内に行く交通費とか、いろいろな意味で、中心地に住んでいない人たちにはそれ以上の負担がものすごくかかっています。それでも統一をして高い保険料を払うということに私は不合理さを感じますが、その辺の意見は出ませんか。

○五島誠委員長 課長。

○出口聡保健医療課長 広域化の一番大きな部分は、県内各市町での運営では財政基盤が少し弱い自治体の場合、大きな保険給付が発生したときに次年度以降で保険料に大きな変動が出るということで、財政運営を県が主体的に行うことで安定的な財政運営となり、保険給付のことにもつながっていくということで、安定的な運用という観点で法改正により広域化となっています。言われることもあります、全体的な安定運営を含めて取り組みを進めているということで御理解ください。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 補足いたします。基本的に医療保険は、どの保険に入っておられても全国のどここの医療機関を受診するのは本人が選択できるということが大前提としてあります。先ほど藤木委員が言われた部分については、国民健康保険制度云々ではなく地域医療の在り方のことです。その部分については、日本全体、広島県の地域医療構想の中で、例えば、機能分化で高度医療はここに集約していこうとか、地域での医師の偏在を解消していこうとか、一次救急、二次救急の医療体制をどの地域においても適切に整備していこうという取り組みがあります。これは保険制度云々ではなく医療の在り方そのものとして整理していく必要があるため、そちらはそちらの視点で整理をして、さらには医療へのアクセスも整理をしながら、それぞれの保険に加入しておられる方が、国民健康保険の方も後期高齢者医療保険の方も社会保険の方もみずからの選択で適切な医療を受けやすい環境を整備していこうというものです。

○五島誠委員長 他にありますか。前田副委員長。

○前田智永副委員長 本市では今のところ令和 12 年度の完全統一を目指して算定等をされてきていますが、例えば、今示されている県の税率が令和 12 年の時点で大きく上がることが考えられないのかと、保険税率を下げっていくことも含めて、市民一人一人が保険料を使う額をみんなで減らしていこう、健康寿命を延ばしていこうということも大きく関連するのではないかと思います。その辺の、他自治体、県内全体の動きと伺いますか、考え方を教えてください。

○五島誠委員長 課長。

○出口聡保健医療課長 まず、令和 12 年度の見込みについてですけれども、あくまでもいろいろな状況等も踏まえてということで、基本的にはなかなか難しいところではありますが、県の運営方針の中の財政の見通しでは、医療の高度化や高齢化に伴い、1人当たりの医療費の部分が増額をしてくるのではないかと見込んでいます。あわせて、被用者保険の適用拡大や少子高齢化による被保険者数の減、令和 8 年度からの子ども・子育て支援金といった新たな制度を含めると、非常に厳しい状況が想定されています。言われるとおりの、保健事業の重要性については、県の運営方針の中でも県と市町でそれぞれの役割を決めて、市町が各自で取り組んでいく部分については県が俯瞰的に状況を見ながら、医療費の適正化についても重要な視点として取り組んでいる状況です。

- 五島誠委員長 他にありますか。赤木委員。
- 赤木忠徳委員 社会保険と国民健康保険がありますが、国民健康保険の方は、国民健康保険税、介護保険税、税金を足したものが総収入の何割を占めるのかが負担を感じる所です。全体の収入からどれだけ引かれるのかが皆さんが気になる所なのですが、その数字は出してないのですか。
- 五島誠委員長 課長。
- 出口聡保健医療課長 現状のそういった税負担、税で納めるべき額の割合についての数字は持っていません。国が示した資料等にはありますが、直近のものではありません。2年前などの状況等なら大きなもので把握をしているものもありますが、現状の数字は持っていません。
- 五島誠委員長 赤木委員。
- 赤木忠徳委員 社会保険から国民健康保険に変わった次の年の負担感は何もすごく大きいです。考え方からすれば、2年間は緩和措置があるにせよ、会社が2分の1を払ってくれるという社会保険の制度から100%自分たちが払うという国民健康保険の仕組みになる。もう1つ、高齢者でありながら生活ができないということで、アルバイトも含めて働かれる方が随分とふえてきています。そういう中で、ものすごく負担に感じられているのだと思います。その辺も含めて物事をしなければならないし、市の責任ではありませんが、いつの間にか医療保険に関係ない子ども・子育て支援金を入れ込んでるのは、これは我々からすればアウトですよ。全然関係ない所でふやしてきているのですから。その辺は、市が国に対してある程度言っていく必要があるのではないかといます。国民健康保険の方は大変な状況になっています。国の負担割合を減らした上に、今度は税金がふえてきています。その辺は、市はどのような感覚を持って国に対して要望しているのですか。
- 五島誠委員長 課長。
- 出口聡保健医療課長 何度か説明をさせてもらったかと思いますが、国民健康保険制度の構造的な課題については、制度全般のことになるため、今回新たに上乗せをされる手当での状況も踏まえて、市長会を通じて国に対して継続して要望は行っています。いろいろな制度改正の状況も見ながら、そういったことも含めて制度全般について、国の負担割合の増額が大きな部分にはなりますが、さまざまな制度改正に対しての意見、要望は継続して行うように考えています。
- 五島誠委員長 赤木委員。
- 赤木忠徳委員 もう1点、今は高齢者になっても働いている方がふえてきています。ものすごく負担に感じられていると思いますが、その辺の対策は。庄原市では1,000円から3,000円くらいの増額が多くなるようですが、働く意欲もなくなってきました。悪循環となる可能性があるので、その辺の割合も含めて何か考えていくという方向性はないのですか。
- 五島誠委員長 課長。
- 出口聡保健医療課長 確かに、65歳以上70歳未満の前期高齢者の方が国民健康保険の被保険者の約6割を占める状況で、保険税の引き上げの抑制も考えてはいますが、上がってきています。市としても、そういった方々の負担については認識をしています。高齢者の方の生活の状況について、保健師等も含めて、いろいろな保健事業の中で実際に声を聞かせてもらう場面もあります。就労も社会参加の1つなので、楽しみを持ちながら働ける場づくりについては、そこに携わってくださる方の負担も考え、そういったことが停滞していかないような施策を日々考えていかなければならないと考えています。

○五島誠委員長 他にありますか。ないようなので質疑を閉じます。執行者の方の退席を求めます。

[執行者 退席]

○五島誠委員長 それでは、議案第 22 号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○五島誠委員長 賛成多数のため、議案第 22 号についての本委員会の判断は賛成といたします。なお、本会議における報告については御一任ください。これに異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 では、そのようにいたします。

2 陳情、要望について

○五島誠委員長 続いて、協議事項 2 点目、陳情・要望についてを議題といたします。陳情第 1 号、令和 6 年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望が広島県老人福祉施設連盟より提出されているので御一読ください。こちらの要望書について、どのように取り扱うか御意見をください。

○五島誠委員長 赤木委員。

○赤木忠徳委員 私も当事者です。食事代を上げるとか、利用者に負担をかけることはなかなかできないような状況で、施設的には非常に厳しい状況ではありますが、今回、庄原市が緊急的に医療介護施設に対して助成金を出すための補正予算を 3 月定例会初日の 2 月 14 日に可決しているのです。このことに対しては対応ができていると私は思います。受け止めるということでもよろしいのではないかと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。それでは、陳情第 1 号については聞き置くことといたします。よろしく願いいたします。

3 その他

○五島誠委員長 協議事項 3 点目、その他です。何かあれば言ってください。ないようなので、この事項を閉じます。以上で教育民生常任委員会を閉じます。

午前 10 時 40 分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長